

## 平成31年第1回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 平成31年1月25日（金）午後16時00分から16時57分

2. 場 所 農工センター 第3会議室

3. 出席委員（8人）

会長	4番	小川	進
委員	1番	宇藤	誠朗
	2番	信高	昭男
	3番	栗名	安男
	5番	小笠原	正
	7番	北村	治仁
	8番	宮川	利重
	9番	北村	栄治

4. 欠席委員（1人）

6番 都築 利夫

5. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第1号 非農地証明願について

第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 農地経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について

第5 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

第6 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長 都築 広行

書記 平石 このか

会議日程第5農地等の利用の最適化の推進に関する指針については

農地利用最適化推進委員 吉松 英喜

三谷 晴喜

門脇 正泰 の3名も出席

7. 会 議

〔議長〕

定刻となりましたので、ただいまより平成31年第1回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

欠席の連絡がありましたのは、6番都築利夫委員の1名です。出席委員は、9名中8名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、2番信高昭男委員、3番栗名安男委員のご両名をお願いいたします。

次に日程第2、議案第1号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、1ページをご覧ください。議案第1号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町[REDACTED]、外2筆で、台帳地目は田、現況地目は山林です。申請者は記載のとおりです。1月7日に担当委員の小川会長と事務局都築及び平石で代理人立会いのもと、現地確認を行いました。こちらについては、昭和60年頃に植林を行ったことから現在は山林化しており、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。参考としまして、9ページに航空写真を載せておりますのでご確認ください。ご審議の程よろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第1号について、私が担当委員となっておりますので、ご説明いたします。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請地は周辺の山林と一体化しており、農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第1号について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。議案第1号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。

続きまして日程第3、議案第2号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、10ページをご覧ください。議案第2号については、農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町[REDACTED]、外1筆で申請理由は売買です。登記地目、現況地目ともに田となっており、面積は505㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。

1月10日に譲受人立会いのもと、担当委員の小川会長と事務局都築、平石で現地を

確認して参りました。

お手元の資料22ページの農地法第3条における調査票をご覧ください。各号各項の判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人の経営農地はすべて耕作されており、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人の規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託ではないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、申請農地を含む農地を耕作する計画であり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の下限面積ですが、譲受人本人の経営面積が4,007.29㎡あり、今回申請農地と合わせ、4,512.29㎡となります。当委員会が定める耕作の下限面積である3,000㎡を満たしておりますので、問題ありません。

6号の転貸禁止要件ですが、今回の許可申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

7号の地域調和要件ですが、申請地ではこれまで水稻の栽培が行われ、譲受人も同様の耕作計画であること、また譲受人は従来から申請地付近で農業に従事しており、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について支障は生じないものと考えます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり1月10日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

次に、議案第2号についても、私が担当委員となっておりますので、説明をいたします。

先ほど事務局の説明にもありましたが、譲受人は申請地の事情も把握しており、水稻栽培の経験もあることから、善良な管理が見込めるものと考え、特に問題はないと考えます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第2号について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。議案第2号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第4、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、大豊町長より諮問されておりますので、議題といたします。

今回の諮問案件は、[ ]委員が当事者となっております。大豊町農業委員会会議規則第26条の議事参与の制限については、「委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項について、その議事に参与することができない。この場合、議長は、当該委員に対し退場を求めることができる。」となっておりますので、本案件につきましては、[ ]委員はご退場いただき、案件の審議が完了後、正会に復帰いただくこととしたいと思います。皆様、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、[ ]委員におかれましては、審議終了後呼び出すまでご退場をお願いいたします。

([ ]委員退場)

それでは審議に入ります。事務局に説明を求めます。

[事務局書記]

はい、資料は23ページからとなります。今回の利用権設定ですが、再設定が1件となっております。借受人、貸付人は、利用権設定申出書においてご確認ください。農地は上東地区で、詳細は利用権設定関係のとおりです。

次に、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件についてご説明いたします。

まず、第1号の基本構想との合致ですが、借受人は継続的に農業経営を行い、また耕作の実績もあり、本町の基本構想に合致しているものと考えます。

続いて第2号ですが、借受人は常時耕作を行っており、同号のイ及びロに掲げる要件を満たしております。

第3号につきましても、同号のイにあります地域の農業者との適切な役割分担により、継続的かつ安定的に農業経営を行っております。

第4号についても、当該農地は貸付人の所有地であり、共有等もなく、本契約にて同意が得られており、問題ありません。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、諮問案のとおり決定して問題ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

[議長]

ただいま説明のありました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、諮問案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(退場している [ ] 委員を除く全員挙手)

挙手全員ですので、諮問案のとおり決定することといたします。それでは [ ] 委員を正会に復帰させます。

(事務局が [ ] 委員を呼びに行き、正会に復帰) 会議を休憩といたします。

(農地利用最適化推進委員の吉松英喜委員、三谷晴喜委員、門脇正泰委員着席)

〔議長〕

会議を再開します。

続きまして、日程第5、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、議題といたします。ここからは、農地利用最適化推進委員の皆様もご一緒に、審議をお願いいたします。それでは、事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料は29ページからになります。平成29年1月25日付で作成した、大豊町農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」を添付しております。

こちらについては、作成から2年が経過しまして、3年目の見直し時期となりました。今回は、さらに3年後である平成34年8月の数値目標の設定と、平成35年8月の数値目標の見直しをすることとなりますので、農地利用最適化推進委員の皆様にもご意見を頂戴したいと思います。本日変更の決定をいただければ、農業委員会に関する法律第7条第3項の規定により公表することとなります。

それでは、設定した数値目標についての現在の状況の報告と見直し案の説明をいたします。お手元に配布しております資料をご覧ください。

まず、指針の第2. 具体的な目標と推進方法、1. 遊休農地の解消について、(1) 遊休農地の解消目標の表をご覧ください。

平成28年3月の現状は農地面積348ha、遊休農地面積5ha、遊休農地の割合は1.44%です。3年後の目標値は農地面積340ha、遊休農地面積2ha、遊休農地の割合は0.59%となっています。平成31年1月の状況ですが、農地面積については、農林業センサスの数値を使用している為、変更ございませんが、遊休農地面積については、1.6haに減少しており、遊休農地の割合は0.45%です。この要因として、平成28年度の農地パトロール等の際に解消が確認されたものがある他、復旧の見込みがなく非農地判定を行った農地が約2haになっています。平成34年の目標案については、管内の農地面積330ha、遊休農地面積1ha、遊休農地の割合0.29%としています。

次に、2. 担い手への農地利用集積について、(1) 担い手への農地利用集積目標ですが、平成28年3月の現状は農地面積348ha、農地利用集積面積26ha、集積率7.47%です。3年後の目標値は農地面積340ha、農地利用集積面積36ha、集積率10.59%となっております。平成31年1月の状況ですが、農地面積については、先ほどと同様に変更ございませんが、農地利用集積面積は38ha、集積率10.91%となっております。

3年後の目標の集積率には達しましたが、この指針を定めました当初の目標である80%の集積率につきましては、現実的に厳しい数値であり、昨年の総会時にも来年の見直しが必要であると協議されましたので、今回見直しが必要かと思われまます。案としましては、平成34年3月の目標数値を管内の農地面積330ha、農地利用集積面積50ha、集積率15.15%、平成35年3月の目標として農地利用集積面積102ha、集積率31%です。この集積率の31%という数値は、表の下にも説明がありますとおり、大豊町の基本構想第3の2の項目にあります「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積の割合目標」の数値と、整合性を取るよういたしました。

次に、担い手の育成・確保ですが、平成28年3月の認定農業者数は14経営体、認定新規就農者数は4経営体となっており、3年後の目標値は、認定農業者数20経営体、認定新規就農者数7経営体としております。平成31年1月の状況は、認定農業者数は17経営体、認定新規就農者数は5経営体となっており、やや増加傾向にあります。なお、今後については、町内で研修中の方2名が本年営農を開始する見込みとなっています。平成34年3月の目標案については、現状の目標を継続する数値といたしました。

最後に3. 新規参入の促進について、(1) 新規参入の推進目標をご覧ください。平成28年8月の個人の新規参入者状況は1名で取得面積が0.9haとなっており、法人の新規参入については、実績がありません。3年後の目標値は、個人の新規参入者が7名で取得面積が6.3ha、法人の新規参入者については、1法人、1.5haとしております。現在の状況ですが、平成29年4月に1名が営農を開始しており、参入者数は1名増の2名、取得面積は0.19ha増の1.09haとなっています。法人の新規参入については、現在も実績はございません。平成34年3月の目標案につきましては、こちらも現状の目標を継続する数値といたしました。

数値目標についての現状報告と、見直し案は以上です。ご審議の程よろしく願いたします。

〔議長〕

ただいま説明のありました、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、発言のある方は挙手願います。

(協議)

それでは採決をいたします。変更されました農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手全員ですので、変更されたとおり決定することといたします。

次に日程第6、その他の件について事務局より説明願います。

〔事務局書記〕

次回、2月総会の日程についてですが、2月27日水曜日10時からを予定しており

ますので、農業委員の皆様は日程の調整をよろしく申し上げます。以上です。

〔議長〕

その他、何かございませんか。

（1 番宇藤誠朗委員挙手）

1 番宇藤誠朗委員。

〔宇藤委員〕

はい、1 番の宇藤です。農業者年金の加入推進委員ということで今年 1 年活動させていただいておりまして、昨年 12 月に農業者年金の加入推進対象者の約 7 割が集まる大豊町のトマト農家の会に出席した際に、農業者年金のパンフレットを配布して、説明を行いました。その際に気がかりだったことなのですが、制度の仕組みを初めて知ったという方が多く、残り 3 割の方にもパンフレットを送付するなどの周知が必要だと感じました。また研修生等にも、独立就農した際には、こういった年金制度があるということを案内することも重要ではないかと思い、皆様に周知させていただきました。以上です。

〔議長〕

ありがとうございました。

その他、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、平成 31 年第 1 回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 2 番

\_\_\_\_\_

署名委員 3 番

\_\_\_\_\_